

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 学 務 課
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による施術者の指定

(社会福祉課)

一

○生活保護法による指定施術者の変更の届出

(同)

一

○認証食品の認証

(食産業振興課)

二

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定

(農村整備課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(同)

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

三

○廃川敷地等の発生

(河川課)

五

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(下水道課)

五

○県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務の委託

(住宅課)

五

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁生涯学習課)

六

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

(同)

一

選 挙 管 理 委 員 会

○宮城海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(同)

一

正 誤

○宮城県公報平成二六年号外第五三号(平成二六年十二月二十四日付け)

中

○宮城県公報第二六二〇号(平成二六年十二月二十六日付け)中

告 示

○宮城県告示第八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
守 美由紀	まごころマッサージ治療院	仙台市宮城野区宮千代二-三-十一渡正ビル一〇-一	平成二十六年九月八日
糸洲 清尚	株式会社まごころ	仙台市太白区中田一-八-二十五	平成二十六年十月三日

○宮城県告示第九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前 佐々木 瞳	はとば接骨院	石巻市流留字浜田中樋四-一	平成二十六年六月一日
変更前 菅原 隆史	うみかぜ接骨院	石巻市貞山一-九-二十五	
変更後 菅原 隆史	うみかぜ接骨院	柴田郡大河原町字新南四十八-三	平成二十六年

変更後	変更前	変更後
高田 洋佑	高田 洋佑	高田 洋佑
高森はり灸整骨院	整骨院ホスピスト	整骨院ホスピスト
仙台市太白区中田町字法地外十九	仙台市太白区中田町字法地外十九	仙台市太白区中田町字法地外十九
六月一日	平成二十六年十月一日	平成二十六年十月一日

○宮城県告示第十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
六十五	果実等飲	あさひな農業協同組合代表理事組合長 佐藤政悦	神宮寺りんご加工婦人部	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字竹の花百七十五―二
二百二十六	果実等飲	柴田哲男	神宮寺りんご加工婦人部	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字竹の花百七十五―二

二 認証年月日

平成二十六年十二月二十五日

○宮城県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業北上地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示

石巻市	橋浦	南釜谷崎	一〇九―一	田	田	三二八
市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	行人前	同	大須	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四七三	四七二	五三	三四―一	三三四―一	二七七一	二二七一	二二〇	二二七―一	二二六	二二五	二二四	二二三	二二二	二二一	二一〇	二〇九	一八四	一八二	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇一九	一、〇三七	一、〇一四	一、〇二二	九九〇	一、〇〇七	五三二	一、〇三三	九八七	四〇〇	一、〇〇九	一、〇二七	一、〇五四	一、〇四六	一、〇三〇	一、〇六九	一、〇三七	一、〇二二	一、〇一一	一、〇五〇

同	同	同	三三一―一	同	同	一、〇三八のうち八三五
同	同	同	三三三―一	同	同	
同	同	同	三四七	同	同	

○宮城県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県松島町手樽字銭神一〇の二四

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月九日

一 河川の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 二級河川七北田川水系仙台川

三 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年十一月十日

三 廃川敷地等の位置

仙台市青葉区北根黒松二八九番及び二九一番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一・五七平方メートル

○宮城県告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年一月九日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

変更なし

2 名称

変更なし

三 事業施行期間

「平成四年十二月二十五日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成四年十二月二十五日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

平成五年宮城県告示第三十五号、平成十一年宮城県告示第三百九十三号、平成十六年宮城県告示第九百十二号、平成十八年宮城県告示第九十号、平成二十三年宮城県告示第八百二十一号の事業地に涌谷町涌谷字新下町浦の一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらに付帯する駐車場（以下「県営住宅等」という。）の使用に係る使用料（以下「家賃等」という。）で、県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務を平成二十六年十二月一日次のとおり委託した。

平成二十七年一月九日

一 委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成二十六年十二月一日から平成二十九年十一月三十日まで

三 委託の相手方

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年一月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市小松字上浮足百六十二番一

東松島市赤井字川前一三番地十五

阿部 一二三

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年一月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市山王字山王一区十七番一（第二工区）	

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市南宮字町八十番地	浦山 勝雄
--------------	-------

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式

2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札参加資格確認申請最終日までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であることを。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であることを。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であることを。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であることを。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の第二項第七号及び第八号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米メートル以上の建物に係る同種の業務を、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十七年二月五日午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十七年一月二十二日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

千九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十七年一月二十八日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年一月十六日正午までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年二月五日午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十七年二月十日午前九時から平成二十七年二月十九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

平成二十七年二月十九日午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書

留郵便にて提出期限までに到達すること。）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十七年二月二十日午前十時 宮城県行政庁舎一六〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たっての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることができる。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.premiyagi.jp/soshiki/keiyaku/>）からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

- (一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- (二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- (三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とするところがある。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。
七 概要

- Summary
- 1 Service to be Procured : Cleaning of the Miyagi Prefectural Library
- 2 Period of Contract : April 1, 2015 to March 31, 2018
- 3 Deadline to Submit Bid (by system) : from February 10 (Tue), 2015, 9 : 00 a.m. to February 19 (Thu), 2015, 5 : 00 p.m.
- 4 Deadline to Submit (in person) and Place : February 20 (Fri), 2015, 10 : 00 a.m. 1601 Meeting Room, 16th floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Deadline to Submit (by mail) : Until February 19 (Thu), 2015, 5 : 00 p.m.
- 6 Contract Information : Management Section, Life-long Learning Division, Board of Education, Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel: 022-211-3651
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十七年一月九日

- 一 入札に付する事項 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 1 調達役務の名称及び数量 宮城県美術館清掃業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区川内元支倉三十四番一 宮城県美術館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札参加資格確認最終日までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第七号及び第八号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去五年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米メートル以上の病院、博物館、美術館等の建物に係る同種の業務を、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

宮城県美術館は、四千点を超える高額な美術作品や資料を保有している施設であり、また、敷地面積も三万四千平方メートル（建物延床面積約一万五千平方メートル、庭園約一万五千平方メートル）を超えて広大であるため、通常の庁舎の清掃業務とは異なり、高い作業技術と作業能力が求められる。これらのことを理解し、美術作品の保全に十分に配慮し、誠実かつ効率的な業務の実施を求めるため、右記に示す実績を設定する。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十七年二月五日午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十七年一月二十二日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

宮城県教育庁生涯学習課管理調整班（担当 根本 理恵子 電話〇二二―二二一―三六五一）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十七年一月二十八日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年一月十六日正午までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年二月五日午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十七年二月十日午前九時から平成二十七年二月十九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

平成二十七年二月十九日午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十七年二月二十日午前十一時 宮城県庁行政舎一六〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とする。がある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.prelmiyagi.jp>）からダウンロードすることができる。

jp/soshiki/keijaku）からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としていたため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Service to be Procured : Cleaning of the Miyagi Museum of Art

2 Period of Contract : April 1, 2015 to March 31, 2018

3 Deadline to Submit Bid (by system) : from February 10 (Tue), 2015, 9 : 00 a.m. to February 19 (Thu), 2015, 5 : 00 p.m.

4 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : February 20 (Fri), 2015, 11 : 00 a.m 1601 Meeting Room, 16th floor of Miyagi Prefectural Government Building

5 Deadline to Submit Bid (by mail) : Until February 19 (Thu), 2015, 5 : 00 p.m.

6 Contact information : Management Section, Life-long Learning Division, Board of Education, Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3651

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年一月九日

宮城県教育委員会

委員長 庄子晃子

一日時 平成二十七年一月十五日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三傍聴者の定員 十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

平成二十六年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城県海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十七年一月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

三分の一の数 九三〇

正 誤

○宮城県公報平成二六年号外第五三号（平成二十六年十二月二十四日付）中

ページ	段 行	正	誤
一	上 一五	人事委員会規則七十四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則	人事委員会規則七十四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

○宮城県公報第二六二〇号（平成二十六年十二月二十六日付）中

二 ページ

上 段

六 四 行

正
第一条の三 削除
様式第三号の二から様式第三号の
四まで 削除

誤
第一条の三 三
様式第三号の二から様式第三号の
四まで 削除